

はだの丹沢ライフ応援事業助成金交付要綱

(令和4年4月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者世帯等の定住を促進し、本市の人口減少の抑制及び社会増へつなげることを目的として、新たに市内に住宅を取得する世帯に対し、助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 若者世帯 次条第3号に規定する工事請負契約又は売買契約が締結された日（以下「契約日」という。）において、その契約者（共有名義の場合は、そのうちの第6条の規定による交付申請をする契約者）及びその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予定にある者を含む。）が、いずれも40歳以下である世帯をいう。
 - (2) 転入世帯 他の市区町村から本市に転入した者で、本市への転入日が、次条に規定する助成対象住宅に係る所有権の保存又は移転の登記が完了した日前1年以内の日から第6条の規定による交付申請をする日（以下「申請日」という。）までの間であるものであって、かつ、その転入日前1年の間において本市の住民基本台帳に記録されたことがないもの（第6条第6号において「転入者」という。）を含む世帯をいう。
 - (3) 子育て世帯 申請日において、世帯員に小学校卒業前の子（出生前であることが母子健康手帳で確認でき、出生後に同居する予定の子（第4条第3号において「胎児」という。）を含む。）がいる世帯をいう。
 - (4) 結婚新生活世帯 契約日前5年の間又は契約日から申請日までの間に婚姻の届出をし、受理された夫婦をいう。
 - (5) 空家バンク 秦野市空家バンク事業実施要綱（令和2年5月1日施行）
第2条第3号に規定する空家バンクをいう。
 - (6) さと地共生住宅開発許可制度 秦野市市街化調整区域において許可する開発行為等を定める条例（平成13年秦野市条例第33号）第3条第6号に規定する開発行為を許可する制度をいう。
- (助成対象住宅)

第3条 助成の対象とする住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たす住宅とする。

- (1) 次条に規定する助成対象者及びその世帯員（以下「助成対象世帯員」という。）全員が居住する住宅であること。
- (2) 本市内の戸建て住宅又は建物の区分所有者等に関する法律（昭和37年法律第69号）第1条の規定に該当する建物であること。
- (3) 令和4年4月1日以後に工事請負契約又は売買契約が締結されている住宅であること。

（助成対象者）

第4条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象住宅を所有する者であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。ただし、空家バンクに登録されていた助成対象住宅又はさと地共生住宅開発許可制度に基づき建築された助成対象住宅は、第1号の規定は適用しない。

- (1) 若者世帯の者であること。
- (2) 助成対象世帯員全員が、申請日において助成対象住宅に居住しており、継続して3年以上居住する予定であること。
- (3) 助成対象世帯員全員が、申請日において本市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、胎児については、この限りでない。
- (4) 前条第3号に規定する工事請負契約又は売買契約の契約者であること。
- (5) 申請日において、地域の自治会に加入していること又は加入する意思があること。
- (6) 申請日において、助成対象世帯員全員に市税等の滞納がないこと。
- (7) 助成対象世帯員全員が、過去にこの要綱による助成金の交付を受けていないこと。
- (8) 過去に秦野市定住化促進住宅条例（平成28年秦野市条例第10号）第21条に規定する住宅購入に対する助成を受けていないこと又は受ける予定がないこと。
- (9) 助成対象世帯員全員が、秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団経営支配法人等でないこと。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、次に掲げる基本額及び加算額の合計額と助成上限額を

比較していざれか少ない額とする。

- (1) 基本額 20万円
- (2) 加算額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額
 - ア 助成対象者が転入世帯の者である場合 10万円
 - イ 助成対象者が子育て世帯の者である場合 第2条第3号に規定する子1人につき 10万円
 - ウ 助成対象者が結婚新生活世帯の者である場合 10万円
 - エ 助成対象住宅が空家バンクに登録された住宅である場合 10万円
 - オ 助成対象住宅がさと地共生住宅開発許可制度に基づき建築された住宅である場合 10万円
- (3) 助成上限額 60万円

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象住宅に係る所有権の保存又は移転の登記が完了した日から起算して3か月以内に、はだの丹沢ライフ応援事業助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、提出するものとする。

- (1) 助成対象世帯員全員の住民票の写し
- (2) 助成対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (3) 助成対象住宅に係る登記事項全部証明書
- (4) はだの丹沢ライフ応援事業助成金同意書兼誓約書（第2号様式）
- (5) 申請日において本市の市税の納税義務が発生していない場合、助成対象世帯員に前住所地での市区町村税の滞納がないことを証明する書類
- (6) 助成対象者が転入世帯の者である場合は、転入者の戸籍の附票の写し
- (7) 助成対象世帯員に妊婦がいる場合は、母子健康手帳の写し
- (8) 助成対象者が結婚新生活世帯の者である場合は、婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (9) 前各号に掲げるもののほか、本市が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類により確認する事項を本市が保有する公簿等により確認することができるときは、本人の同意に基づいて、その公簿等により確認し、書類の提出を省略させることができる。

(交付決定)

第7条 前条第1項の申請があったときは、速やかにその書類の審査をし、助成金を交付すべきものと認めたときは、はだの丹沢ライフ応援事業助成金交

付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、助成金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から起算して30日以内に、はだの丹沢ライフ応援事業助成金交付請求書（第4号様式）を提出するものとする。

（助成金の交付）

第9条 前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第10条 第7条に規定する交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部について返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成対象世帯員のうち、納税義務がある者に、第7条に規定する交付決定の日から起算して3年を経過する日前に、市税等の滞納が発生したとき。
- (3) 助成対象住宅に入居した日から起算して3年を経過する日前に、助成対象住宅を譲渡し、又は貸し付けたとき。
- (4) 助成対象住宅に入居した日から起算して3年を経過する日前に、転居し、又は転出したとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命じられた者は、指定する期限までにその助成金を返還しなければならない。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

2 令和7年3月31日までに交付決定を受け、かつ、その交付を受けていない者に限り、この要綱は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。